

（附則第三十条第六号関係）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（適用事業所）<br/>           第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。<br/>           一 次に掲げる事業の事業所若しくは事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの<br/>           イヨヨ（略）<br/>           タ <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業<br/>           二・三（略）<br/>           234（略）</p> | <p>（適用事業所）<br/>           第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。<br/>           一 次に掲げる事業の事業所若しくは事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの<br/>           イヨヨ（略）<br/>           タ <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業<br/>           二・三（略）<br/>           234（略）</p> |